

「除草作業（一般市道山科音羽緯23号線）」仕様書

(担当：川端、山口 Tel075-591-0013)

1 件名

除草作業（一般市道山科音羽緯23号線）

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道山科音羽緯23号線において除草をするものである。

3 期間

令和8年6月30日まで

4 場所

[山科区音羽前出町](#) 地内

5 範囲

【別紙1】箇所図及び範囲【別紙2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草作業（処分含まない）
- ・除草で生じた刈草の積込・運搬

※刈草、ゴミ等の処分含まない。東部土木みどり事務所で処分する。

7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 作業で生じた刈草、ゴミ等は東部土木みどり事務所まで運搬すること。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

対象箇所

山科区音羽前出町





